

# 麻田のアム

明治33年3月3日創業

## THE TEIKOKU TIMES

旬刊 2022年(令和4年) 8月15日(月曜日) 第13767号

## 労務 (パワ)

## 成長のための企業法務

第41回

Q 2022年4月1日から中小企業にもパートナーハラスメントの防止措置が義務付けられると聞きました。具体的に何をすればよいのでしょうか。教えてください。

からの方も耳にします。で、対応に迷われていて企業は本稿の内容を参考にしてください。

## 職場におけるパワーハラスメント

労働施策総合推進法30条の2第1項は「職業において行われる優越関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたのによりその雇用する労働者の就業環境が害される行為をパワーハラスメント」と定めています。よく尋ねられる質問で「受け手が、パハラだと感覚すれば、パハラになっちゃうんでよね?」というものがりますが、誤解です。パハラに該当するためには、(優越的な関係を)とした言動である

著書の目的であるところに、これらの方の要素を満たす必要がある。この目的は、当該言動がもたらされた経緯や状況、業態、業務の内容、性質、当該言動の態様・頻度、継続性、労働者の属性、心身の状況、行為者の属性、当該言動による労働者が受けける身体的・精神的な苦痛の程度等といった事項を総合的に勘査し、客観的に判断されます。決して受け手主觀で決まる話ではありません。

（3）実態の把握  
職場でハラスメント問題が顕在化しない理由として、行為者を含む職員がハラスメントの存在を自覚していない場合があります。実態把握のためには社内アンケートの実施が有益です。また、「常時労働者が50人以上いる事業場で義務化されているストレスチェックの実施」が、労働安全衛生法第66条で義務化されています。

すので、職場内で一定の共通認識を形成する必要があります。そのためには、研修会や勉強会の定期的な実施が有益です。

(2)解決に向けた措置

①情報収集窓口の設置

職場のメンバーから匿名で情報収集ができる「自安箱」のような情報の収集窓口を設置すると、パワーハラスментに関する情報の早期収集につながる場合があります。

②相談窓口の設置

職場のメンバーから相談を受ける窓口の設置について。専門家による検討してください。専門家の相談窓口を設置できればよいのですが、人員が限られており対応が難しい場合には、相談担当責任者だけでも定めてください。また、社内の相談窓口だけでは実効性にない場合には、相談担当責任者だけでも定めてください。

ドリルを取り除くために、相談者の権利に十分考慮して運用することを定め、安心して利用でき、環境を整備したうえで、継続的に案内することができるのです。

④有事の際の調査対応

実際に相談があった場合の対処方針をあらかじめ決定しておいても構いません。調査を聞き取るにはコツがあります。ラスマントへの対応は労働者の人権やプライバシー、今後の職場環境において関係するセンシティブな

重要です。行為者に対する指摘(注意・配慮転換、懲戒処分等)、被害者に対する措置(休暇の付与、補償の提供)、環境調査などの再発防止策の実施を行つ必要があります。対応に迷う場合は弁護士等の専門家に談じつつ対応を進めてください。

札幌市中央区大通西11の4の22第2大通藤井ビル8F、電話011-210-17501  
<https://publications.sgt.jp/>

奥山倫行 第41回

めの措置とパワーハラがなぜ  
われているかもしねない。  
という状況が生じた場合の  
の解決に向けた措置の二  
つの視点で整理すると理  
解しやすいと思います。  
以下の内容をご確認くだ  
さい。

(1)予防のための措置

(2)業務上必要かつ相  
当な範囲を超えたもので  
あること、(3)労働者の就  
業環境が害されるもので  
①メッセージの発信

載方法は厚生労働省  
「モデル就業規則」に  
載例が掲載されている  
ので参考にしてください。  
パワハラ以外にもセク  
ラ、それ以外のハラス  
メントなどに対する防止  
業務も服務規律として  
め、それに違反した場  
には懲戒処分を行ふ形

の記述する以上などを理解する機会になります。  
④周知・啓蒙  
ハラスメントに対する理解は、職場のメンバーなどと同様です。職場の一部のメンバーの不理解が、ハラスメント防止策が進まない大きな要因になっている場合があります。

安がある場合には、弁護士等に委託して、社外契約談窓口の設置も検討いただき。企業規模が小さく人員配置に余裕がない場合には有効です。

③各種窓口の利活用の促進

窓口を設置しても利活用されない場合があります。

事柄です。対処方法を  
違うと、二次被害（三  
で、事前にマニュアル  
整備し、相談担当者に  
する研修を実施するな  
して備えておく必要が  
ります。

⑤ 調査後の適切な対応

卷之三